

私たち
宅建業者は

私たち、宅建業者は憲法で保障された
居住の自由に関わる仕事をしています。
宅建業者が、同和地区であるかどうかを調査したり、
教えたりすることは法令等に抵触します。
予断と偏見をなくし、お互いの人権を尊重し、
差別のない明るい社会をつくりましょう。



大阪府の宅地建物取引業法に 基づく指導監督基準

取引の対象となる物件が同和地区に所在するか否かに
ついて調査すること又は取引関係者に教示することは、
指導の対象となります。

宅地建物取引業法第47条 第1項と同和地区に関する告知

取引相手から同和地区の存在について質問を受けた場合、
回答しなくても宅地建物取引業法第47条に抵触しません。

大阪府部落差別事象に係る 調査等の規制等に関する条例

(一部改正・平成23年10月1日施行)

府の区域内の土地の取引に関連して自己の営業のために調
査等を行う事業者が、対象となる土地及びその周辺の地域に
同和地区があるかないかについて調査し、又は報告することや
同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は
地域が同和地区にあることを教示することを禁止しています。



不動産に関する人権問題連絡会・大阪府

■不動産に関する人権問題連絡会構成団体(順不同)

- (一社)大阪府宅地建物取引業協会
- (一社)関西住宅産業協会
- (一社)大阪土地協会
- (一社)大阪賃貸住宅経営協会
- (公社)全日本不動産協会大阪府本部
- (一社)全国住宅産業協会関西支部
- (一社)不動産協会関西支部

同和地区の所在に関する
質問には
お答えしませ
せん!